

**武蔵野市**  
**男女共同参画基本条例(仮称)**  
**中間骨子案**

**武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会**

**平成 28 年 7 月**

# 武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）の中間骨子案について

H28. 7. 15

## 1 経 緯

武蔵野市では、平成 16 年 4 月に「武蔵野市男女共同参画計画」を策定し、女性も男性も互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。

その結果、着実な成果は見られるものの、平成 24 年 11 月に実施した市民意識調査では、男女の地位の平等観において、男性が優遇されていると回答した人が 7 割以上を占めており、現在の社会がいまだ不平等であると感じている人が多くみられました。

こうした課題を解決していくためには、市民や行政などが一体となって推進するための法的基盤を築くことが必要であるため、条例の策定検討を第三次武蔵野市男女共同参画計画の重点目標として位置づけました。これに基づき、平成 27 年 11 月に武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）検討委員会を設置し、以降、同委員会が条例の素案に関して検討を重ねてまいりました。

## 2 条例の意義と効果

- (1) 男女平等社会の実現への取組みは、行政のみで達成できるものではなく、条例のなかで市、市民、事業者のそれぞれの責務を明らかにすることにより、相互の連携を図り、一体となった全市的な取組みを行うことができます。
- (2) 男女平等社会の実現への取組みは、中長期的なものとなるため、法的基盤を明確にすることで、施策の継続性及び実効性を確保することができます。

## 3 条例の中間骨子案の構成

名 称	武蔵野市男女平等推進条例
構 成	<前 文> 条例制定の背景（武蔵野市の特性）、必要性、方向性 <総 則> 条例の目的、定義、基本理念、責務（市、市民、事業者）、禁止事項、公表される情報への配慮等 <基本的施策> 個別の施策 <推進委員会> 男女平等推進委員会 <苦情申立て> 苦情処理委員

# 武蔵野市男女共同参画基本条例（仮称）中間骨子案

## 1 名 称

武蔵野市男女平等推進条例

## 2 前 文

前文では、条例を制定する趣旨及び武蔵野市としての意思を表しています。

- 日本国憲法においては、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を支柱とする国際社会における取組とも連動し、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきました。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけています。
- 武蔵野市では、1985 年に婦人問題懇談会が設置され、以来女性行動計画をはじめ 2014 年までに 3 次にわたる男女共同参画計画を策定し、様々な施策に取り組んできました。
- しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識やこれを反映した社会的慣行、男女間の暴力等、多くの課題が残されています。このことは、少子高齢化、グローバル化や情報化をはじめとした社会の加速度的な変化、生き方や働き方の多様化が進む現代社会にあっては、生きがいや活力ある社会の構築を阻害する要因となりうるものであり、課題解決のためには、あらゆる場における教育や学習の果たす役割が重要であるといえます。
- 武蔵野市はこれまで培われた都市文化や市民活動・事業活動の持ち味を活かし、一人ひとりを大切にしたい自治と連携のまちづくりを推進してきました。  
また、第二次世界大戦中に戦略爆撃機 B29 による本土空襲の最初の目的地となったことから、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えることを大切にしてきた都市でもあります。  
さらに戦後においては、吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動や、男女共同参画を推進する拠点施設の運営など、女性が市民として積極的な活動を行ってきた経緯があります。
- すべての人々が性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、互いの違いや多様な生き方を尊重する社会を次世代につなぐために、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し生き生きと暮らし続けられる男女平等社会の実現を目指して、この条例を制定します。

## 3 目 的

- この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等推進施策の総合的、計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とします。

## 4 用語の定義

○この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 性別等

男女の別だけではない多様な性の在りようをいいます。この性の在りようには、自分の性別に関する認識、恋愛感情や性的な関心がいずれに向かうかの指向を含みます。

(2) 男女平等

すべての人が性別等にかかわらずその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合えることをいいます。

(3) 市民

市内に住み、学び、働き、又は活動するすべての個人をいいます。

(4) 事業者

市内において事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいいます。

(5) 性別等による差別的取扱い

直接差別（性別を理由とする不合理な取扱い）及び間接差別（外形的にみたときには性別によって異なる取扱いではないが、その人の性の在りようによって著しい不利益を被るような基準や慣行でその正当性が認められないもの）をいいます。

(6) 配偶者など親密な関係における暴力等

配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間における、個人の尊厳を侵すような、身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力、及び特定の人などに対して行うつきまとい行為をいいます。

(7) 性に関するハラスメント

相手の意に反した性的な発言や行動、及び妊娠・出産・育児に関する発言や行動等が、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。

(8) 積極的改善措置

社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じているとみられる場合に、その格差を改善し、実質的な男女平等を実現するために必要な積極的措置をいいます。

(9) メディア・リテラシー

メディアが伝える様々な情報を主体的に取捨選択し客観的に活用する能力、及びメディアを適切に選択して発信する能力をいいます。

## 5 基本理念

○市、市民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取り組みを推進するものとします。

- (1) すべての人が、性別等による差別的取り扱いや暴力を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2) すべての人が、固定的な性別役割分担意識やこれを反映する制度や慣行に捉われることなく、個人の能力や個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) すべての人が、性別等に関わりなく、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画が確保されること。
- (4) すべての人が、性別等に関わりなく、相互の協力と社会の支援の下に、家庭と地域及び仕事の場における活動の調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) すべての人が、それぞれの性を理解し、尊重し合い、性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) すべての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取り組みを積極的に理解し推進すること。
- (7) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識や態度の形成に向けた取り組みが行われること。

## 6 責務

### (市の責務)

- 市は、第●条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な措置を講ずるものとします。
- 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者その他関係機関と協働するものとします。
- 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるものとします。

### (市民の責務)

- 市民は、基本理念に基づき、男女平等社会に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、男女平等の推進に努めるものとします。
- 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとします。

### (事業者の責務)

- 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動において男女平等を推進し、男女が仕事と家庭生活及び地域活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めるものとします。
- 事業者は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとします。

## 7 禁止事項

○すべての人は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあらゆる場において、配偶者など親密な関係における暴力等、性に関するハラスメント、性別等による差別的な取り扱いその他の性別等に起因する人権侵害を行ってはなりません。

## 8 公表される情報への配慮等

○すべての人は、情報を公表する際には、性別等に起因する差別的取扱い及び性別等による固定的な役割分担の意識を助長・是認させること、又は暴力的行為を誘発することのないよう配慮することに努めるものとします。

## 9 男女共同参画計画

(計画の策定)

- 市長は、男女平等社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」といいます。)を策定するものとします。
- 市長は、行動計画の策定又は変更にあたっては、第●条に定める武蔵野市男女平等推進委員会に諮問するとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めるものとします。
- 市長は、行動計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

(年次報告)

- 市長は、前条に定める行動計画の実施状況について、年次報告を作成し、第●条に定める武蔵野市男女平等推進委員会の評価意見を添えて、これを公表するものとします。

## 10 拠点

(拠点)

- 市は、武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市立男女共同参画推進センターを、男女平等を推進するための拠点とします。

## 11 個別の施策

### (推進体制)

市は、男女平等社会の実現に関する施策の調整及び推進を図るために、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとします。

### (調査研究)

市は、男女平等社会の実現に関する施策の策定に必要な調査研究及び情報の収集・分析を行うものとします。

### (啓発・普及・広報)

市は、市民、事業者に対して、男女平等社会に関して必要な啓発及び普及広報活動を実施するものとします。

市は、市民、事業者に対して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとします。

### (暴力の根絶)

市は、家庭、学校、地域、仕事の間その他の社会のあらゆる場において、性別等に起因する様々な暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとします。

### (教育・学習に対する支援)

市は、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において、男女平等社会を支える意識や態度の形成に向けた取り組みが行われるよう、学校教育、生涯学習等に携わるものに対し必要な支援を行うものとします。

### (家庭生活と社会生活の調和)

市は、すべての人が、性別に関わりなく、家庭、地域及び仕事の間において活動の調和のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるよう努めるものとします。

### (性と生殖に関する健康と権利)

市は、個人がそれぞれの性を理解し尊重するとともに、すべての人が、対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支援を行うものとします。

市は、すべての人が生殖に関し自由な権利を持つことに十分配慮するとともに、生涯を通じて健康を保持及び増進できるよう、必要な支援を行うものとします。

### (相談窓口の設置)

市は、性別等に起因する様々な相談を受けるための窓口を設置するものとします。

市は、前項の規定による相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとします。

(防災・復興分野における施策の推進)

市は、防災、復興の分野において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとします。

(積極的改善措置)

市は、男女の固定的な役割分担の意識が残ると認める場合又はあらゆる分野の活動において性別等による格差が生じているとみられる場合には、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとします。

## 12 推進委員会

○男女平等の推進について調査し、又は審議するため、市長の附属機関として、武蔵野市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

○推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議します。

- (1) 行動計画の策定及び変更に関すること
- (2) 行動計画に係る実施状況の評価に関すること
- (3) 第●条の苦情処理に関すること
- (4) その他、男女平等社会の実現に関すること

○推進委員会は、前項に定めるもののほか、男女平等社会の実現に関し必要があると認めた事項について、市長に意見を述べることができます。

○推進委員会は、男女平等社会の実現に関して理解と識見を有する者 12 人以内の委員で構成し、市長が委嘱します。

○推進委員会の任期は 1 年とします。ただし、再任は妨げません。

○推進委員会委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはなりません。また職を退いた後も同様とします。

○前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

## 13 苦情申立て

- 市民、事業者は、市に対して、市が関与する男女平等に関する施策に係る苦情を申立てることができます。
- 苦情の申立ての窓口は、武蔵野市立男女共同参画推進センターに置きます。
- 市は、第1項に規定する苦情の処理にあたっては、当該苦情を申立てた者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うものとします。
- 苦情の申立てに関して必要な事項は、市長が別に定めます。

## 14 苦情処理委員

- 前条に定める苦情について、適切かつ迅速に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員（以下、「苦情処理委員」という。）を置きます。
- 苦情処理委員は、3人以内とし、推進委員会委員の中から、苦情処理について識見の高い者を市長が委嘱し、任期は1年とします。
- 苦情処理委員は、苦情の申し出に係る市の施策を実施する機関に対して、資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置をとるよう勧告を行うことができます。
- 苦情処理委員は、苦情処理に関して必要があると認めるときは、推進委員会と連携し苦情処理にあたるものとします。
- 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。職を退いた後もまた同様とします。